

【表1】相続税・贈与税の課税方式(イメージ図)	
単純贈与 (暦年課税)	新規制による 生前贈与 (相続時累積課税)
贈与A (A-基礎控除) × 贈与税率 →納付税額a	選択
贈与B (B-基礎控除) × 贈与税率 →納付税額b	贈与D (D-非課税枠) × 贈与税率(20%) →納付税額d
贈与C 相続財産C C×相続税率 →納付税額c	贈与E (E-非課税枠) × 贈与税率(20%) →納付税額e
基準控除110万円	贈与D 贈与E 相続財産F (D+E+F)×相続税率-(d+e) 【相続税で精算】
非課税枠は通算2,500万円まで。 住宅取得資金は3,500万円まで。	相続財産F 相続財産C C×相続税率 →納付税額c

「新規制」で生前贈与が使いやすくなる

住まいづくりを後押し

長引く不況からの脱却をめざし、経済社会の活性化を実現するため、個人の資産を「次世代への資産移転の円滑化」「貯蓄から投資へ」と明記された平成15年度の税制改正の要綱が閣議決定。現国会開会中の法案成立が間近に迫った。税制改正の中で、注目を集めているのが、相続税と贈与税の一体化措置だ。贈与税については、非課税枠の拡大により親から子への生前贈与が使いやすくなり、資産の移転により住宅を購入しようという人にとっては大きなメリットが見込める。そこで、相続税と贈与税に関する税額の変化などについてまとめてみた。

非課税枠 2500万円

超過すれば一律 20% 課税

相続税・贈与税一体化課税のしくみは、表1となる。今回、創設される「相続時精算課税制度」(仮称)と呼ばれるもの。生前贈与があったときは受贈者は贈与税を払わなくてはいけないが、從来の贈与税の基礎控除が年110万円であるのに対して、この制度を選択した場合、累積2500万円まで無税で、それを超えた部分は一律20%の課税となる(表3)。

新規制では贈与された財産は、相続時に相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。



資産は親から子へリレー

例えば、3000万円の生前贈与を受けた場合、贈与時に納付する贈与税額は500万円の20%の100万円となる。相続時には、この贈与額と相続額を合算したものから、相続税の基礎控除額を差引きいた後の残額で、相続税率を乗じてベースとなる税額を算出し、その税額から納付済みの贈与税額100万円を差し引いたものが納付税額となる。

適用は、贈与者が65歳以上、受贈者が20歳以上の子(推定相続人)が対象で、代襲相続人の孫も含まれる。生前贈与を受けた子は、最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの贈与税の申告期間内に、新規制を選択する旨、届出書を申告書に添付が

義務づけられている。税務署に最初の届け出をするのは、相続時まで制度は継続される。対象となる贈与と財産の種類や贈与額も無制限で、一度に今までの20倍以上の資産を税負担なく贈与できる。

從来の単純贈与も併存どちらを選択するか?

生前贈与の活用で最も効果があるのが、子どもへの住宅であること、増改築は工事費100万円以上で、施工後の

住宅取得目的特例が受けられる住宅は、床面積50平方メートル以上。中古住宅は建築20年内耐火建築物は25年以内であること、増改築は工事費100万円以上で、施工後の

資金援助だ。マイホームづくりを願う子どもには大きなチャンスだ。

また、基礎控除110万円を使つて従来の単純贈与も併存している。

単純贈与の特色は、受贈者を問わない。配偶者、子、子の配偶者、孫、さらにはその他の第三者でも贈与ができる

ことである。単純贈与の場合、相続によって財産を取得した

弟が別々に贈与の選択はできる。さらに父から生前贈与母からは単純贈与の選択はできな

い。

このほか、兄

の選択はできる。さらに父から生前贈与母からは単純贈与の選択はできる。

した後に、生前贈与の選択はできる。一度生前贈与を選択すると、単純贈与の選択はできない。

これが、この活用例

は表2を参照のこと。

住宅取得目的の生前贈与に関する税額の変化についてみてみよう。

現行の単純贈与では、父母や祖父母から住宅取得や増改築するための資金贈与を受けた場合、550万円までは5分5乗式により、贈与税は軽減されている。(この制度は平成17年末までの経過措置として併存)

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ

るだろ。

また、賃貸建物の贈与のメ

リットは、親から子への収益力(家賃)が移動することだ。子に転送されば、子は相

続税の支払い原資が確保できることになる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移

転するべく、所得税や住民税の節税もできる。

この場合の贈与に関しては、親の年齢制限はない。65

歳未満でもよい(表3)。

一方、新規制による住宅取

得資金の生前贈与についても、通常の非課税枠2500万円に100万円を乗せることで、5500万円の併用も考えられ